


所管部課	企画財政部企画課	部長	並木俊則			
件名	東大和市ふれあい広場運営者選定委員会設置要綱の一部を改正する要綱について			区分	1 審議事項 <input type="radio"/> 2 報告事項	
関係事項	条例規則					
	部課機関					
<p>1. 要旨</p> <p>市の情報発信、にぎわいの創出等を図るため、東大和市ふれあい広場（以下「ふれあい広場」という。）を設置している。</p> <p>その活用方法については、東大和市玉川上水駅前施設活用検討委員会（以下「検討委員会」という。）の検討結果を踏まえ、運営者を公募により選定することとした。</p> <p>ふれあい広場の運営者選定の公平性及び透明性を確保するため、東大和市ふれあい広場運営者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する要綱を制定（平成26年12月12日）した。</p> <p>ふれあい広場の運営者の公募に係る選定において、幅広く意見をいただきたいとの観点で、選定委員会を構成する委員に4人の部長の職を追加するものである。</p> <p>(1) 改正内容</p> <p>選定委員会の委員の構成に、議会事務局長、環境部長、都市建設部長及び学校教育部長の4人を加える。</p> <p>これにより、選定委員会の構成は、副市長及びすべての部長の職にあるものをもって組織することとなる。これは、検討委員会と同じ構成である。</p> <p>(2) 施行日 平成27年12月10日（市長決裁日）</p>						
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>平成27年9月30日に開催した第7回検討委員会において、選定委員会の委員の構成変更について審議、了承された。</p>						
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>改正した設置要綱に基づき、選定委員会を開催したい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。